

組織運営等に係る見直しについて

1 平成24年4月1日付け組織運営等に係る見直しについて

(1) 基本的な考え方

津市行財政改革大綱に基づき行財政改革を推進する中、津市行財政改革中期実施計画に位置付ける職員数2,500人体制での質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政運営の実現を目指し、地域の声の市政への的確な反映の強化、市民との対話と連携の強化及び効果的な情報発信等に係る地域ブランド力の強化等による活力あるまちづくりを推進するため、所要の見直しを行います。

また、防災対策に関し一定の取りまとめ等を行うため、2年間に限定して当該特命に係る担当を配置します。

(2) 改正の内容

具体的な改正の内容は、次のとおりです。

ア 地域に求められる政策の推進に係る執務体制の強化

本市の有する多様な地域特性を効果的に活用するとともに、地域住民のまちづくりに係る思いや要望等を的確に反映した施策の推進を図るため、政策財務部政策課地域振興室を政策財務部地域政策課とし、地域振興担当を地域政策担当に改めます。

これにより、地域政策課にあっては各総合支所との緊密・横断的な連携のもと、本庁各部と各総合支所間の調整機能の強化を図り、同課と各総合支所が常に住民の立場に立ち、地域の課題に関し、当該地域に求められる政策について推進できる執行体制の強化を図ります。

イ 対話と連携によるまちづくりに係る推進体制の強化

対話と連携によるまちづくりに係る推進体制の強化を図るため、市民部市民交流課及び同部市民課を次のように再編します。

(ア) 市民部市民交流課対話連携推進室の設置

まちづくりに係る市民の声をその懇談・対話の推進により、的確に把握し、市民との連携により各種施策を着実に実現するため、新たに市民部市民交流課対話連携推進室を設置し、同室に対話連携担当を設置します。

また、市民部市民交流課市民活動担当が分掌する市民活動に係る業務を対話連携推進室対話連携担当に移管し、市民活動の支援を図りながら、市民との対話と連携によるまちづくりの推進体制の強化を図ります。

併せて、市民部市民交流課企画管理担当が分掌する自治会との連絡調整業務を対話連携推進室対話連携担当に移管するとともに、市民交流課の広聴相談担当（消費生活、消費者相談等に係る業務を除く。）を対話連携推進室に移管し、自治会・市民団体等を通じた広聴機能の強化を図ります。

これらの改正に伴い、市民部市民交流課企画管理担当を同課管理担当に改め、同課企画管理担当、市民活動担当及び広聴相談担当が分掌する業務（対話連携推進室へ移管する業務を除く。）を同課管理担当において所掌します。

(イ) 市民部市民課の見直し

市民部市民交流課企画管理担当が分掌する同部の庶務に係る業務については、同部市民課の担当を企画管理担当、住民窓口担当及び外国人登録担当に再編した上で、企画管理担当に移管し、分掌させます。

(ウ) 市民部市民交流課国際・国内交流室の見直し

国際化やグローバル社会の更なる進展に伴い、各種交流や多文化共生に係る業務の効果的な推進を図る観点から、市民部市民交流課国際・国内交流室国際・国内交流担当及び多文化共生担当を市民交流課の再編に併せて、同課の所管とし、市民交流に係る総合的な推進体制の確保を図ります。

ウ シティプロモーションに係る推進体制の強化

本市の魅力を効果的に情報発信し、地域ブランド力の強化を図るためには、観光に限らず、物産、人物、文化、地域政策等地域資源を広報することが必要です。このため、商工観光部観光振興課が分掌するシティプロモーションに係る業務について、政策財務部政策課広報室を政策財務部広報課とした上で、同課に移管し、広報担当に加えてシティプロモーション担当を設置し、同担当において当該業務を分掌します。

併せて、東京事務所の有する機能を活用し、同事務所との効果的な連携による首都圏におけるシティプロモーションの推進体制の強化を図るため、東京事務所渉外担当を同事務所シティプロモーション・渉外担

当に改めます。

エ 防災対策に係る特命担当の配置

東海・東南海・南海地震等、想定される大規模な地震による災害や各種の自然災害から市民の生命、財産等を守り、災害対策の更なる推進による地域防災力の向上を図るため、2年間に限って、危機管理部危機管理課及び防災室に、地域防災計画の見直し等及び津波への対策等に係る特命担当をそれぞれ配置します。

(3) 実施時期

平成24年4月1日から実施します。

2 平成24年7月9日付け組織運営等に係る見直しについて

(1) 基本的な考え方

入国・在留する外国人の増加等に伴い、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部の改正がなされたことから、所要の見直しを行います。

(2) 改正の内容

市民部市民課外国人登録担当を住民窓口担当に統合・再編し、より効率的な業務執行体制の整備を図ります。

(3) 実施時期

上記関係法令の施行期日に合わせ、平成24年7月9日から実施します。

3 環境部新最終処分場建設推進課建設推進担当及び建設部建設維持課道路等特定事項担当に係る執務場所の変更について

(1) 基本的な考え方

新最終処分場建設事業等の推進を図る中、今回の競売入札妨害及び贈収賄事件に係る再発防止等の観点から、組織・職務上のチェック体制の強化及び職員間の一層の連携強化等を図るため、当該業務を分掌する環境部新最終処分場建設推進課建設推進担当及び建設部建設維持課道路等特定事項担当に係る執務場所について、変更します。

(2) 変更の内容

ア 環境部新最終処分場建設推進課に係る執務場所

本庁舎等、津市白銀環境清掃センター内及び下之川事務所の3か所に

分散配置する執務場所について、津市白銀環境清掃センター内の執務場所に関しては本庁舎に移転、集約するとともに、下之川事務所の執務場所に関しては工事設計業務等に係る事務を美杉庁舎内に移転し、同事務所については地元調整等に係る詰所とします。

イ 建設部建設維持課道路等特定事項担当の執務場所

本庁舎及び下之川事務所の2か所に分散配置する執務場所について、工事設計業務等に係る事務を本庁舎又は津リージョンプラザ内の1か所に移転、集約し、同事務所については工事監督に係る詰所とします。

(3) 実施時期

平成24年4月1日から実施します。

組 織 改 正 比 較 表

政策財務部

改 正 案		現 行	
課・室	担当	課・室	担当
政策課	政策担当	政策課	政策担当
地域政策課	地域政策担当	地域振興室	地域振興担当
広報課	広報担当	広報室	広報担当
	シティプロモーション担当		
東京事務所	シティプロモーション・ 渉外担当	東京事務所	渉外担当

市民部

改 正 案		現 行	
課・室	担当	課・室	担当
市民課	企画管理担当		
	住民窓口担当		
	外国人登録担当		
市民交流課	管理担当	市民交流課	企画管理担当
			市民活動担当
			広聴相談担当
	交通安全担当		交通安全担当
	国際・国内交流担当	国際・国内交流室	国際・国内交流担当
	多文化共生担当		多文化共生担当
対話連携推進室	対話連携担当		
	広聴相談担当		
		市民課	戸籍・管理担当
			窓口担当
			外国人登録担当

商工観光部

改 正 案		現 行	
課・室	担当	課・室	担当
観光振興課	観光管理担当	観光振興課	観光管理担当
	観光事業担当		観光事業担当
			(シティプロモーション 担当)

市民部（平成24年7月9日から実施）

改正案		平成24年4月1日時点（予定）	
課・室	担当	課・室	担当
市民課	企画管理担当	市民課	企画管理担当
	<u>住民窓口担当</u>		住民窓口担当
			外国人登録担当